

さいたま市立■■■小学校におけるいじめ事案調査報告書

さいたま市立■■■小学校いじめ対策委員会

はじめに

今回の調査は、さいたま市立■■■小学校3年■■■組の児童である■■■さん(■■■) (以下「当該児」) が他児 (以下「関係児」) から受けたとされるいじめ事案について、さいたま市立■■■小学校いじめ対策委員会 (以下「委員会」という。) が、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき設置され、「いじめ重大事態の調査のガイドライン」に則り、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査を行った。

1 調査主体及び組織

当該学校教職員が事実関係の調査を実施し、その調査結果について、校外委員として、第三者〔主任児童委員、学校評議員、PTA会長、スクールカウンセラー (以下「SC」という)、スクールソーシャルワーカー (以下「SSW」という) の合計5名〕を加える形で委員会を開催し、審議を経て、調査報告書を取りまとめた。

内容としては、これまでの経緯、学校による調査結果の報告及び確認、いじめの事実の確認等を行った上で、事案についての協議、再発防止等について審議した。調査を行うにあたっては、当該児の保護者との面談 (保護者からの聴き取り、事実に関わる認識の確認、調査の説明、委員会記録の公開：第1回～第4回等)、関係児の保護者との面談 (事実に関わる説明、調査の説明) を実施した。

2 校内調査の内容

(1) 校内調査の内容

本調査は、令和3年5月14日 (金) に、当該児の保護者からの相談を受け、当該児並びに関係児の学校生活等について調査したものである。

(2) 校内調査の方法

調査にあたっては、さいたま市立■■■小学校の全教職員 (会計年度任用職員含) 56名及び3年児童全員105名 (当該児除く) へのアンケート調査を実施し、当該児、関係児の学校生活等の様子について確認を行った。当該児保護者が当該児から聞き取ったメモ、アンケート調査 (3年児童全員、全教職員)、学校全体の対応、主治医からの情報等をもとに、委員会において協議をし、事実認定をすすめた。事案については、それぞれの事案におけるいじめの該当性を検討するとともに、再発防止等も検討した。

なお、委員会では当該児も含め関係する児童の年齢や心理的影響等を考慮し、改めて児童からの事情聴取は行わず、アンケート調査やこれまで学校が聞き取った資料に基づき事実認定を行った。

(3) 校内調査の経過

①令和3年6月1日 (火)

校長が、当該児の父親へ調査方針を説明し、調査事項、調査方法を確認した。アンケート調査の内容について、当該児保護者の意向を聞き、それをもとに作成することを確認した。

②同年6月2日（水）

校長が、関係児父親へ調査方針を説明し、調査事項、調査方法等を確認した。

③同年6月7日（月）

校長が、職員会議で教職員に調査方針を説明し、教職員（会計年度任用職員含）56名にアンケート調査への協力を指示した。

④同年6月11日（金）

3年児童103名にアンケート調査を実施した。欠席者2名は後日実施した。

⑤同年6月9日（水）～6月17日（木）

全教職員（会計年度任用職員含）56名のアンケート調査を実施した。

⑥同年7月6日（火）

調査結果について、校外委員として、第三者〔主任児童委員、学校評議員、PTA会長、SC、SSWの合計5名〕を加え、委員会を開催し、審議を経て、調査報告書を取りまとめた。

3 校内調査で把握した事案の概要

令和3年4月16日（金）懇談会后、当該児の母親（以下「母親」という）から申し出があり、担任が母親と面談を実施した。担任は、母親から、当該児について注意して見守ってほしいとの要望を受けた。面談の際、以下の①～⑥の内容が記載されたメモを担任が受け取った。以下①～⑥は、母親が当該児から、聞き取った内容である。

3年に進級し、当該児は関係児から①目の前でパンチをする真似をされたり、追いかけられたりした。②4月15日（木）体育の授業への移動中、背中を叩かれた。これらが苦痛で、登校を渋っているとのこと。

2年の3学期（1月頃）③当該児の左目の横にうっすら打撲の跡があることを母親が見つけた。母親が聞いたところ、クラスの子にパンチされたことと当該児が答えた。パンチした児童の名前は言わなかった。家庭で、「やめて」と嫌だということを意思表示するよう当該児に伝えた。④ほぼ毎日、追いかけられたり、通り道を塞がれたり、背中を叩かれた。当該児は母親に学校に行くことが不安であることを打ち明けた。家庭で、強い口調で「やめて」と意思表示する練習をした。⑤他の友達が、当該児が関係児に叩かれているのを見たことと担任に伝えた。担任に二人で話し合うように言われた。叩く理由はわからなかったが、関係児から謝罪の言葉を受けた。⑥ほぼ毎日、教師の見ていないところで、パンチの真似をされたり、ふざけて追いかけてきたりした。目の前でパチンと手を叩く動作をされた。

面談後、校長に担任から報告があった。校長は、当該児の見守りを行うよう指示した。

⑦同年4月19日（月）、当該児が同日中に3回いじめを受けたことを担任に伝えた。帰宅後、母親に話した。⑧同年4月22日（木）1時間目終了後登校。当該児が手洗い場付近ですれ違ったときに関係児に睨まれたことと担任に報告した。

同年4月23日（金）朝の会の時間に登校。同年4月26日（月）3時間目より登校。同年4月27日（火）母親より担任に、昨日、17時頃、歯医者からの帰宅途中、歩行障害、意識障害が起き、帰宅後、■■■■へ救急搬送され、しばらく学校を休むよう医師から指示を受けたとの連絡を受けた。担任は直ちに校長に報告した。同年5月6日（木）放課後担任が電話連絡したところ、同年4月30日（金）■■■■を受診し、急性心身症との診断を受けたと母親より伝えられた。担任は校長

へ直ちに報告した。(令和3年6月4日付診断書 病名 不安障害)

これらに対する学校側の対応として、両児への聴き取り(当該児は⑦、⑧のみ)、関係児への指導、アンケート調査(3年児童全員、全教職員)、両保護者との面談を行った。また、委員会の開催のほか、SC、SSW、主治医との情報共有、さいたま市教育委員会の指導・支援を仰ぎながら、当該児の復帰のため、電話連絡やSSW・主任児童委員・担任による家庭訪問を重ねた。

現在まで、当該児は学校から出された学習課題に取り組んでおり、『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン』～さいたま市教育委員会～より、校長は、さいたま市教育委員会と相談し、「指導要録上の出席扱い」としている。

4 調査結果の概要

被害児童本人及び保護者から、いじめ事案(上記①～⑧の8項目)の申告があり、①(一部につき)、⑦についてはいじめ防止対策推進法第2条『この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』に定めるいじめ行為があったと認定した。②、③、④、⑤、⑥、⑧については、アンケート調査等の結果から認定に至っていない。これらの態様は以下のとおりである。

①関係児への聞き取りによると、面白半分で、当該児の目の前で手を叩いたり、目の前に手を出したりしたことを認めている。関係児の見守りを行っていた■小学習支援ボランティアから、「令和3年6月24日(木)1時間目の体育終了後、教室に戻るため、列になり並んでいた際、男子数人で顔の前で両手をパチンと叩く行為を行っているのを発見した。しばらくすると、関係児を含む5名程の児童が自然と輪になり、お互いの目の前でパチンと手を叩き始めた。関係児が足音を立て、相手を威嚇し、ボクシングスタイルで目の前で拳を止めるポーズを始めた。他の児童もお互いシャドーボクシングのようにやり合うが、整列を終えると何事もなかったようにその遊びが終わり、児童は歩き始めた。」と校長と担任に報告があった。このことから、不特定多数の児童がこの行為を行い、行われていたことから、遊びの範囲内のこととも思え、「いじめ」に該当しないものとも考えられそうではあるが、当該児は関係児から受けたこの行為によって心理的影響を与えられたため、「いじめ」にあたることになる。なお、遊びとして多くの児童が行っていたことや、指導の結果加害児童が反省し、やられた側の気持ちを考える旨の発言をしていることなどからすれば、強い非難に値するものではない。

関係児が当該児を迫りかける行為については聞き取りやアンケート調査からは確認できなかった。

②体育の授業への移動は、背の順で整列し移動している。当該児と関係児は背の順で前後に並んでいたため、当該児の後方に並んでいる関係児が背中を叩くことができる状況にはおかれているため、何らかの接触等があったかもしれないが、関係児への聞き取りやアンケート調査から事実の確認はできなかった。したがって、「いじめ」を認定していない。しかし、何らかの接触等があった可能性があり、それにより当該児が苦痛を感じた以上、今後、同様のことが生じないように配慮が必要である。

③～⑥については、前担任からの聞き取りによると、2年当時、学級内で児童同士のからかいやふざけ合いなどのトラブルは時折存在していたのは事実である。前担任は、その都度、当時者同士への指導等を行っていた。児童の年齢や発達段階を鑑みると、児童同士のトラブルは、成長過程の中で存在し得るものである。2年当時、児童に指導していたトラブル事案の一つとして、担任は当該児と関係児に何らかのトラブルがあったこと、それに対して指導したことは記憶している。もっとも、③～⑥に該当する具体的事実が調査によっては確認できなかったことから「いじめ」を認定するには至らなかった。なお、いじめには該当しないが、トラブルが続いたことにより傷付いている者がおり、傷ついている者がいるということに気づき、その気づきを具体的な行動につなげてもらい、他人を傷つける行為をしないように成長するためには、児童任せにしては足りず、一定程度の指導が必要であるため、指導を行った。

⑦当該児、関係児から聞き取りを行った。令和3年4月19日（月）体育の時間「前へならえ」をしたときに、関係児が当該児の肩中をつついたり、関係児が掃除の時間に当該児の周りを箒で掃いたりする行為の2点があったことを関係児が認めている。これは、当該児の申し出によると、心理的影響を与えられた行為であり、いじめにあたる行為に該当するものと判断し、〔令和3年度いじめに係る状況報告4月分〕として、さいたま市教育委員会に報告している。

⑧当該児と関係児が手洗い場ですれ違う場面があった。当該児が嫌な気持ちを担任に表情で表したため、担任は当該児の視界に関係児が入らないよう2人の間に入った。この場面では、2人の目が合う状況があったため、当該児にとっては目が合っただけでも、睨まれたとってしまうこともあったかもしれないが、関係児が当該児を睨んだという行為の有無については、担任並び関係児の聞き取りやアンケート調査からも確認できなかった。

5 学校の対応について

学校は令和3年4月16日（金）に当該児保護者からの相談を受け、同年4月19日（月）に第1回いじめ対策委員会を開催した。委員会内で当該児保護者からの情報の共有を行うとともに、今後の対応〔当該児と関係児の聞き取りの実施、教育委員会への報告、関係児保護者への連絡、該当学級へのスクールアシスタント（以下「SA」という）の配置等〕について協議し、その後、これらを実施した。いじめの認知後、「いじめへの対応」《児童生徒の心のサポートの手引き「いじめに係る対応」さいたま市教育委員会 平成30年3月改定》に基づき、担任が校長、教頭、学年主任、生徒指導主任等と情報共有を行ったこと、校長が教育委員会に報告をしたこと、いじめ対策委員会を開催したこと、関係児童等への支援や指導（SAを配置するなどいじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、周回の児童生徒への指導、関係児保護者へいじめの事実と指導内容の報告等）を行ったことなどの点は、学校がいじめの定義に基づき、必要な対応を行ったと評価でき、精一杯の対応がなされていたと慮する。

しかし、学校側は2年時の状況について把握できていなかったため、当該児が3年に進級してからも、不安が残ったまま学校生活を送った結果、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される生命、心身または財産に重大な被害とされる心身症の発症につながった可能性があると考えられる。さいたま市立■■■■小学校策定の『さいたま市立■■■■小学校いじめ防止基本方針』（以下基本方針）P6いじめの対応には、「いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、

【いじめに係る対応の手引き】に基づき、対応する。また、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的な対応を行うものとする。」と記載されている。また、発見者は学校関係者のみならず、さわやか相談員、SC、SSW、保護者、地域住民にも情報提供を行うよう求めている。文中には、(保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携をする。)と記載されている。2年時の状況について、保護者と学校側が連携できなかったのは、この基本方針がホームページに掲載されてはいるものの、学校側の周知が足りず、保護者が直ちに学校側と連携をとることの重要性を保護者に十分に周知できていなかったことが対応の遅れに繋がったことも要因として考えられる。また、2年当時の担任が当該児と関係児の間に何らかのトラブルあり指導したことについて管理職への報告等を求める体制になっていなかったこと、その報告を検討するためのいじめ防止対策推進法第22条の組織(本校でいう「いじめ対策委員会」)を開催していなかったことも対応の遅れに繋がった要因として考えられる。

6 当該児等への対応について

前述のとおり、当該児は、担任からの学習課題による学習を進めており、担任が定期的に家庭訪問を行い、学習状況を確認している。また、毎回、受診前と受診後に校長が主治医と電話連絡を行い、本人の病状の把握を行ったり、学校への復帰に向けた手立てに関するアドバイス等を受けたりしている。また、さいたま市教育委員会職員が定期的に関係児の学校生活の様子を参観したり、管理職へ指導、助言を行ったりしている。

同年6月1日(火)、当該児保護者から当該児が登校した際、安心して学校生活を送ることができるよう、関係児がその後、他の友達等にいじめに該当する行為を行っていないかを確認してほしいと申し出があり、同年6月2日(水)、関係児保護者の了解の上、SAや■■■■小学習支援ボランティアに協力を仰ぎ、同年6月3日(木)から授業中、休み時間、給食時、掃除の時間等の全日、関係児の学校生活の見守りを現在も継続している。心と生活のアンケート(同年6月11日)並びにSA、■■■■小学習支援ボランティアからの毎日の報告事項から、関係児が他の友達等にいじめに該当する行為を行っていないことを委員会で確認した。

令和3年7月7日(水)、14日(水)に、放課後、当該児は母親と登校し、担任と学習内容の確認や係活動の進捗状況の確認等を行い、教室内で30分程過ごすことができた。

今後、当該児の学校への復帰に向け、主治医、保護者、学校との協力体制を維持し、対応を進めていくことが望まれる。

7 再発防止に向けて

○ふざけ合いや遊びの中でも、行為によっては傷つき、いじめになる場合があるため、小さなサインを早めにキャッチできるよう、いじめの性質などについて、管理職から教職員に周知するとともに、スクールロイヤーを招聘し、いじめに係る教職員研修を行う。

○児童同士のトラブルがあった際には、管理職等への報告やいじめ対策委員会の開催等を行い、組織的に対応することができるよう、組織体制を構築する。また、定期的な生徒指導部会、教育相談部会の開催のほか、いじめはもちろんのこといじめが疑われる事案を発見したときには、直ちにいじめ対策委員会を開催し、対応を進める。

- 家庭の協力を仰ぐことが、いじめ防止のためには不可欠なことを鑑み、日頃から保護者と担任のコミュニケーションを十分にとり、保護者から信頼の得られる関係を構築できるよう努める。また、学級懇談会等で管理職自らいじめ基本方針を説明したり、いじめ撲滅強化月間（6月、11月）には学校だよりや教育相談だよりを活用したりして、いじめの性質などについても家庭や地域に知らせ、家庭や地域で発見したサインをすぐに担任に伝えてもらえるよう周知する。
- 悩みを早期に発見できるよう毎月行う「心と生活のアンケート」（簡易版含）には、よりきめ細かな相談体制を構築できるよう、面談希望欄を新たに加え、アンケートの形式の改善を図る。